平成２６年（フ）第１０８２３号
秋田県雄勝郡羽後町床舞字軽内180番地４
破産者　株式会社羽後コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２４号
岩手県奥州市水沢区中上野町11番35号
破産者　株式会社奥州コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２５号
岩手県花巻市二枚橋第５地割６番地42
破産者　株式会社花巻コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２６号
岩手県釜石市松原町３丁目10番22号
破産者　株式会社釜石コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２７号
愛媛県西予市宇和町卯之町３丁目392
破産者　株式会社西予コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２８号
沖縄県石垣市新栄町６番地18
破産者　株式会社石垣コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２９号
山形県鶴岡市伊勢原町２番24号
破産者　株式会社鶴岡コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８３０号
岩手県二戸市石切所字穴切20番地１
破産者　株式会社二戸コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８３１号
宮城県遠田郡美里町牛飼字御蔵新田93番地４
破産者　株式会社みやぎ美里コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８３２号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割27番地
破産者　株式会社洋野コールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８３３号
愛媛県松山市三町３丁目12番14号
破産者　有限会社トップスポーツエージェント
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８３４号
東京都港区東新橋１－10－２－Ｒ3707、住民票上の住所愛媛県松山市祝谷６－1122－12　クリスタルコート道後'92　103号
破産者　本門のり子
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８３５号
埼玉県さいたま市緑区原山２－38－26
破産者　鈴木　孝一
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８８８号
愛媛県松山市古川北１丁目５番30号
破産者　宮野　　隆
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８５０号
愛媛県松山市三町３丁目12番13号
破産者　株式会社アデア
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８５１号
東京都中央区銀座６丁目７番16号
破産者　ノリコ・グローバル・アライアンス株式会社
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７６号
東京都町田市鶴川４丁目19番地１
破産者　株式会社豪石商事
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７７号
東京都町田市鶴川６丁目８番地16の302
破産者　神沼　佳子
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６９２号
愛知県春日井市高山町４丁目10番地の５
破産者　日興産業有限会社
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５号
静岡県磐田市十郎島22番地の３
破産者　西藤電気株式会社
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３４号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目36番18号
破産者　株式会社スパ１世
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
静岡県浜松市東区有玉北町1383番地
破産者　有限会社兼光
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係